

第3章 事業計画に反映した環境配慮の内容

現時点において事業計画に反映した、もしくは今後反映することを計画している環境配慮の内容は、表 3-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 3-1(1) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
1 周辺との調和		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	有	<p>事業計画地の用途地域は商業地域であるが、御堂筋（国道 176 号）沿いを中心に官民連携による緑化が推進されており、また、建築美観誘導制度の「四つ橋筋地区」「御堂筋地区」にも包含されている場所である。</p> <p>それらとの調和を図るため、御堂筋側で 1 階にポルティコ（屋根のある通路）空間を整備し歩行者が快適に歩ける空間とするとともに、四つ橋筋側では緑化されたポケットスペースを整備することで、楽しく歩ける空間を形成する。</p> <p>また、事業計画地は、都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域（「大阪駅周辺地域」）に指定されていることから、地域整備方針との整合を図った計画とし、国際的に活躍する人材育成の場としてのカンファレンスゾーンの整備、道路上空の建築敷地としての活用と歩行者空間の整備、帰宅困難者を受け入れる環境整備等を行う。</p> <p>さらに、JR 大阪駅周辺や大阪駅南地区との調和のとれた建物配置や街並み形成を図り、魅力ある空間を形成する。</p>
事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	有	<p>周辺は大規模なオフィスビルや商業施設等が集積する西日本最大のターミナル地区であるため、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、質の高い都心機能の集積や魅力ある都市空間の創出を図る。</p> <p>また、施設の低層部分を周辺公共施設に対して開放的な利用形態とすることで、歩行者レベルにおいて周辺のにぎわいと連続した街並みを形成する。</p>

表 3-1(2) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
1-2 改変区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の改変や樹木の伐採等を行う場合には、その改変区域の位置・規模・形状の選定にあたって環境への影響の回避又は低減に努めること。	無	事業計画地は、市街地の既開発地であり、土地の改変や樹木の伐採を伴わない開発であることから、選定しない。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	有	工事の実施にあたっては、必要最小限の掘削とする。
2 循環		
2-1 資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、残土の有効利用に努めること。	有	解体工事を含め工事中は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令に基づき、発生抑制・再利用、リサイクル等について適正な措置を講じる。 施設供用後に発生する廃棄物についても、発生抑制・減量化・リサイクル等について、適正な措置を講ずる計画である。
建物・施設については、将来の解体における廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用等が容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	有	再生可能材料や解体時に分離が可能な複合されていない材料の採用に心掛け、改修・解体工事における廃棄物の発生を抑制するような計画を検討する。
2-2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	有	屋根降雨について、雨水利用槽へ貯留後、雨水処理設備で処理し、雑用水として利用するとともに、節水型衛生器具を積極的に採用して、水を効率よく使用することを検討する。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	無	敷地内のほとんどを地下構造物が占めており、雨水の地下浸透がほとんど望めないことから、選定しない。

表 3-1(3) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3 生活環境		
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	有	<p>JR 大阪駅方面・御堂筋線梅田駅・阪神梅田駅等を接続する東西地下道（都市計画道路大阪駅前1号線）を拡幅整備するとともに、JR 大阪駅や阪急梅田駅とは既存の梅田新歩道橋と連続する歩行者通路を整備し、デッキレベルのネットワーク動線を強化する予定である。このことにより、公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>また、自動車の出入口を移設・集約するとともに、地下車路を新設し、既存の地下駐車場ネットワークと接続することにより、通行車両の分散化を図る。</p>
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	有	<p>JR 大阪駅や阪急梅田駅とは既存の梅田新歩道橋と連続する歩行者通路を整備し、デッキレベルのネットワーク動線を強化する予定である。また、地下歩道を經由して快適な地下動線を確保する予定である。このことにより、公共交通機関の利用を促進する。</p>
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。	無	<p>本施設で使用管理する専用車両は保有しない。</p>
施設の規模、配置及び構造の検討にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	有	<p>空調熱源については、低 NOx 機器を採用し大気汚染防止に努める。</p> <p>また、騒音・振動を発生するような機器は防音・防振対策を講じ、厨房排水については水質を改善する設備（除害設備）を設けるなど環境影響の回避・低減に努める。</p> <p>厨房排気等の臭気を発生する施設は、排気口の位置を中層部の極力上層階とすることにより周辺への影響を低減するよう配慮する。</p>
工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	有	<p>工事にあたっては、低公害型機械・工法の採用、散水の実施、低 VOC 塗料等の周辺環境への影響の少ない材料選定等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水、悪臭などによる環境影響の回避、または低減に努める。</p>

表 3-1(4) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3-2 地盤沈下		
<p>地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。</p>	有	<p>地下掘削工事においては、遮水性の高い山留壁を構築すること等により、側方及び下方からの地下水の発生を抑制し、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下の防止に努める。</p> <p>また、地下水の採取にあたっては、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守し、地下水脈への影響を極力抑えるよう配慮する。</p>
3-3 土壌		
<p>土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。</p>	有	<p>本事業においては土壌汚染の原因となる有害物質の使用、保管を行わない。</p> <p>また、工事に伴う掘削搬出土については、土壌汚染対策法に準拠し適切に対応する。</p>
3-4 日照障害、電波障害		
<p>建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。</p>	有	<p>計画建物の事業実施に際し、事前にテレビジョン電波受信障害予測範囲周辺の受信状況及び対策済み地域の把握を行い、計画建物による影響が及ぶ範囲に対して適切な対策を講じる。</p>
3-5 都市景観		
<p>建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等で修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。</p>	有	<p>計画建物の中層部については隣接する建物との高さの調和を図る。</p> <p>西側壁面を後退させ、西側隣地と道路空間を使って JR 大阪駅に正対する場所にシンボリックなオープンスペースを配置する。</p>

表 3-1(5) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3-6 ヒートアイランド		
人工排熱の低減、放熱の抑制、緑化の推進、水の活用に努めるとともに、施設供用時における効果的な取組についても検討すること。	有	<p>計画建物の中層部の屋上部分に緑化を施すことで、屋上面の温度上昇の低減に配慮する。</p> <p>空調熱源用として設置する冷却塔については、その設置場所を中層部屋上及び高層部屋上に分散させることで、熱拡散を促す。</p> <p>なお、今後の詳細設計にあたっては、大阪市ヒートアイランド対策推進計画を踏まえ、人工排熱の低減等に配慮した内容を検討する。</p>
一体的なオープンスペースを確保するなど海風の誘導に配慮すること。また、市街地での適度な通風の確保のために、細やかな風通しへの配慮に努めること。	有	<p>事業計画地は「風の道」ビジョン〔基本方針〕の梅田周辺地区クールゾーンに位置しており、敷地西側の外壁を大きく後退させ空地をつくることや、敷地北側の外壁を道路境界線から後退させることで、JR 大阪駅前にオープンスペースを確保し、都市の通風に配慮するとともに、大阪の北の玄関にふさわしいターミナル周辺での快適空間づくりに配慮する。</p> <p>敷地東側のデッキは日陰のある歩行者空間とし、ヒートアイランド現象に対する適応策となるよう配慮する。</p>
3-7 風害		
事業計画地周辺の風環境特性を把握し、風害の発生を抑制する建物配置等について検討すること。	有	<p>計画建物は、建物配置・形状等について検討し、歩行者等へのビル風の影響を軽減するよう努める。</p>

表 3-1(6) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3-8 交通安全		
<p>事業から発生する自動車交通に起因する交通渋滞の防止を図るとともに、歩行者等の交通安全の確保に努めること。</p>	有	<p>自動車の入口を新阪急ビル敷地南側に、出口を同北側に移設・集約するとともに、地下車路を新設し、既存ネットワークと接続することにより、通行車両の分散化を図る。</p> <p>また、幹線及び地区内道路に安全な歩行者空間を確保する。</p> <p>工事中の歩行者動線については、以下の配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下道等については、できる限り歩行者の通行機能の確保に努めることとするが、やむを得ず通行止めが必要な箇所が生じる場合は、道路管理者や周辺関係者等と協議の上、案内板の設置等により代替ルートに案内する等、周辺混雑の緩和及び抑制に努める。 ・歩道橋については、既設建物との切り離し及び計画建物との接続工事に際し、一時的に代替ルートを仮設する必要がある場合には、上記と同様に協議を行い、代替ルートの案内等、周辺混雑の緩和及び抑制に努める。また、地上部で道路占用の必要が生じる場合にも同様な配慮を行う。
4 自然環境		
4-1 地象、水象		
<p>土地の改変にあたっては、事業計画地及びその周辺における地形、地質、土質、河川の水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。</p>	無	<p>事業計画地は、市街地の既開発地であり、既存の緑地や植栽木は存在せず、周辺の地象・水象に影響を及ぼすような土地改変も行わないことから選定しない。</p>
<p>地下構造物の建設や地下水採取にあたっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。</p>	有	<p>地下掘削工事においては、遮水性の高い山留壁を構築すること等により、側方及び下方からの地下水の発生を抑制する。</p> <p>また、地下水の採取にあたっては、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守し、地下水脈への影響を極力抑えるよう配慮する。</p>

表 3-1(7) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
4-2 動物、植物、生態系		
土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の拠点となるべき自然環境の整備に配慮し、普及啓発活動にも努めること。	有	<p>屋上緑化を親しみのある植栽計画とすることで自然に触れることができる環境をつくり、施設利用者の憩いの場を創出する。</p> <p>建物の外壁の工夫やガラスの反射率の工夫等、建築物への鳥の衝突（バードストライキング）の回避または低減に配慮する。</p>
4-3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	有	中層部屋上を緑化することで御堂筋の基点となる緑地景観を創出するとともに、周辺の緑のある街並みとの調和を目指す。
4-4 自然とのふれあい活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、自然とのふれあい活動への影響の回避又は低減に努めること。	有	市民に開放された中層部の屋上部分に緑化を行い、都市の中でのくつろぎの空間を提供する。
5 歴史的・文化的環境		
5-1 歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等で修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	有	「大阪駅南地区活性化検討会」での検討を踏まえ、街並みや歩行者空間の形成に配慮するとともに、周辺の建物構成や現況の建物デザイン等も勘案した良好な景観形成に努める。
5-2 文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に努めること。	有	事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、新たな掘削工事にあたっては、大阪市教育委員会と協議し適切に対処する。

表 3-1(8) 事業計画に反映した環境配慮の内容

6 環境負荷		
6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など再生可能エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	有	外壁に十分な断熱・遮熱性能を持たせるとともに、自然換気の採用、コージェネレーションシステム、省エネルギー機器、高効率機器の積極的な採用、太陽光発電システムの導入等の検討により、温室効果ガスを抑制する。
地域やビルのエネルギー消費を一元的に管理すること等により、エネルギーの使用の合理化に努めること。	有	ビルエネルギー管理システム（BEMS）を導入する。
6-2 廃棄物、残土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、残土の発生抑制に努めること。	有	解体・建設工事に伴い発生する廃棄物・残土については、発生抑制・リサイクル等について、適正な措置を講じる。 また、施設供用後に発生する廃棄物についても、発生抑制・リサイクル等について、適正な措置を講じる計画である。